

議案第63号

寒川町道路占用料条例の一部改正について

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

社会経済情勢の変化を考慮し、占用料を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例

寒川町道路占用条例(昭和63年寒川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,880円
	第2種電柱		2,890
	第3種電柱		3,890
	第1種電話柱		1,680
	第2種電話柱		2,690
	第3種電話柱		3,690
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	17
	地下電線その他地下に設ける線類	き1年	10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,010
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,360
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,410
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	4,730

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,360
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		300
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		400
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		700
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,010
	外径が2メートル以上のもの		4,030
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,360
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		180
	その他のもの		280

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.005$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$
	上空に設ける通路			2,360
	地下に設ける通路			1,420
	その他のもの			280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	47
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1日	470
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	470
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,730
	標識		1本につき1年	2,690
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日	47
		その他のもの	1本につき1月	470
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	47
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	470	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,730
		その他のもの		2,360
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		470
前各項に該当しないもの		前各項に準じて町長が定める額		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。

寒川町道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	2,300	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,880
		き1年	円			き1年	円
	第2種電柱		3,540		第2種電柱		2,890
	第3種電柱		4,770		第3種電柱		3,890
	第1種電話柱		2,060		第1種電話柱		1,680
	第2種電話柱		3,290		第2種電話柱		2,690
	第3種電話柱		4,520		第3種電話柱		3,690
	支線及び支線柱		950		その他の柱類		170
	その他の柱類		210		共架電線その他	長さ1メ	17
	共架電線その他	長さ1メ	21		上空に設ける線	ートルに	
	上空に設ける線	ートルに			類	つき1年	
	類	つき1年			地下電線その他		10
	地下電線その他		12		地下に設ける線		
	地下に設ける線				類		
	類				路上に設ける変	1個につき	1,640
	路上に設ける変	1個につき	2,010		圧器	き1年	
	圧器	き1年			地下に設ける変	占用面積	1,010
	地下に設ける変	占用面積	1,230		圧器	1平方メ	
	圧器	1平方メ				ートルに	
		ートルに				つき1年	
		つき1年			変圧塔その他こ	1個につき	3,360
	変圧塔その他こ	1個につき	4,110		れに類するもの	き1年	
	れに類するもの	き1年			及び公衆電話所		
	及び公衆電話所				郵便差出箱及び	1個につき	1,410
	郵便差出箱及び	1個につき	1,730		信書便差出箱	き1年	
	信書便差出箱	き1年			広告塔	表示面積	4,730
	広告塔	表示面積	7,410			1平方メ	
		1平方メ				ートルに	
		ートルに				つき1年	
		つき1年			その他のもの	占用面積	3,360
	その他のもの	占用面積	4,110			1平方メ	
		1平方メ				ートルに	
		ートルに				つき1年	
		つき1年			法第3条第2項第1号に掲げる工作物	外径が0.07メー	70
		つき1年				長さ1メ	
法第3条第2項第1号に掲げる工作物	外径が0.07メー	長さ1メ	86	法第3条第2項第2号に掲げる工作物	トル未満のもの	ートルに	
	トル未満のもの	ートルに				つき1年	100
		つき1年	120		外径が0.07メー		
	外径が0.07メー	つき1年			トル以上0.1メー		

2号に	トル以上0.1メー			掲げ	トル未満のもの		
掲げ	トル未満のもの			る工	外径が0.1メー	180	150
る工	外径が0.1メー			作物	トル以上0.15メー		
作物	トル以上0.15メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.15メー	250	200
	外径が0.15メー				トル以上0.2メー		
	トル以上0.2メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.2メー	370	300
	外径が0.2メー				トル以上0.3メー		
	トル以上0.3メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.3メー	490	400
	外径が0.3メー				トル以上0.4メー		
	トル以上0.4メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.4メー	860	700
	外径が0.4メー				トル以上0.7メー		
	トル以上0.7メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.7メー	1,230	1,010
	外径が0.7メー				トル以上1メー		
	トル以上1メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が1メー	2,470	2,010
	外径が1メー				トル以上2メー		
	トル以上2メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が2メー	4,930	4,030
	外径が2メー				トル以上		
	トル以上のもの				以上のもの		
法第32条第1項第3号に	占用面積	4,110		法第32条第1項第3号に	占用面積		3,360
掲げる施設	1平方メ			掲げる施設	1平方メ		
法第3	歩廊	160		法第3	歩廊	180	
2条第	その他のもの	330		2条第	その他のもの	280	
1項第				1項第			
4号に				4号に			
掲げ				掲げ			
る施				る施			
設				設			
法第3	地下	A×0.00		法第3	地下	A×0.00	A×0.00
2条第	階数が1の	5		2条第	街及	5	5
1項第	もの	A×0.00		1項第	び地	A×0.00	A×0.00
5号に	階数が2の	8		5号に	下室	8	8
掲げ	もの	A×0.01		掲げ		A×0.01	A×0.01
る施	階数が3以			る施			
設	上のもの	3,710		設			
	上空に設ける通				上空に設ける通		2,360
	路				路		
					地下に設ける通		1,420

	地下に設ける通路		2,220
	その他のもの		330
法第3条第2条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積	74
	その他のもの	1平方メートルにつき1日	
	その他のもの	占用面積	740
		1平方メートルにつき1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積
		その他のもの	740
		1平方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積
		1平方メートルにつき1年	7,410
	標識	1本につき1年	3,290
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であつて除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積
		1平方メートルにつき1日	74
		その他のもの	その面積
		1平方メートルにつき1月	740
	ア一	車道を横断するもの	1基につき1月
			7,410

	路		
	その他のもの		280
法第3条第2条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積	47
	その他のもの	1平方メートルにつき1日	
	その他のもの	占用面積	470
		1平方メートルにつき1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積
		その他のもの	470
		1平方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積
		1平方メートルにつき1年	4,730
	標識	1本につき1年	2,690
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であつて除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積
		1平方メートルにつき1日	47
		その他のもの	その面積
		1平方メートルにつき1月	470
	ア一	車道を横断するもの	1基につき1月
			4,730

チ	断するも	き1月	
	の		
	その他の		3,710
	もの		
政令第7条第4号に掲げ	占用面積		740
る工事用施設及び同条	1平方メ		
第5号に掲げる工事用	一トルに		
材料	つき1月		
前各項に該当しないも	前各項に準じて		
の	町長が定める額		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第26号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル

	の		
	その他の		2,360
	もの		
政令第7条第4号に掲げ	占用面積		470
る工事用施設及び同条	1平方メ		
第5号に掲げる工事用	一トルに		
材料	つき1月		
前各項に該当しないも	前各項に準じて		
の	町長が定める額		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第26号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル

ル単位価格をいうものとする。

ル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。